## あなたの話を、ゆっくり聞きます

電話などで、会う日や場所を相談して決めることもできます



電話・会って話す・手紙・相談フォーム 連絡はどの方法を使ってもいいですよ

## 電話

子ども用 (通話無料) 0120-0874-56

一般用 048-590-5011 受付時間 平日 10:30~18:00

### 会って話す 相談 手紙 フォーム

場所・あて先 **T 364-8633** 北本市本町 1-111 北本市人権推進課 (市役所2階)





あなたの気持ちや言いたいことをゆっくり聞きます なやんでいること、変えてほしいことがあれば、 「こうしたらどうだろう」を一緒に考えます



希望があれば、あなたの代わりに 気持ちや意見を伝えることもできます



## あなたの話を聞きたい大人が、ここにいます

みなさんには、家庭や学校など、たくさんの居場所があります。家族や先生、 友だちに話しやすいこともあれば、そうでないこともあるかもしれません。

そんなとき、「子どもの権利相談」にはあなたの話を聞く大人がいます。相談の ひみつは必ず守り、あなたの気持ちを優先します。相談したいことがなくても大 丈夫。気軽にお話しに来てくださいね。もちろん、保護者の方など、みなさんか らの相談もお待ちしています。

子どもの権利擁護委員 平成国際大学専任講師 安 ウンギョンさん



## 子どもの権利相談員とお話し してみませんか

## 出張相談会 in 公民館

■9月、10月の金曜日10:30~17:00 **買**無料 **圆**人権推進課 (☎ 590-5011)

気軽にお話ししに 来てくださいね



## 出張スケジュール

南部公民館 9月1日、10月6日 西部公民館 9月8日、10月13日 9月15日、10月20日 北部公民館 9月22日、10月27日

## 子どもの権利相談の活動を知ろう



## きたもと子どもの権利の日フォーラム

11月20日の「きたもと子どもの権利の日」に向けて、子 どもの権利相談の活動について知るフォーラムを開催します。

閩10月22日(日)13:30~15:30(13:00 開場) 場市役所

四第1部 令和4年度子どもの権利擁護委員活動報告

第2部 基調講演「こども基本法と自治体における 子どもの意見表明・参加」

講師 東京経済大学教授 野村武司さん

第3部 子どもの権利相談室 愛称発表

申問10月13日(金)までに子育て支援課児童相談担当(☎ 511-7702) へ電話。※平日9:00~17:00

## あなたのお話、聞かせてください

# 子どもの権利相談





北本市では、令和4年10月1日から「北本市子どもの権利に関する条例」に基づく取組みを始めました。この 条例では、4つの権利を「子どもの権利」として定め、みんなで協力して子ども\*の権利を守るための仕組みを定め ています。その仕組みの中では、大人も子どもも、子どもの権利のことで相談したい場合や、子どもの権利が守ら れていない場合などは、「子どもの権利相談」で相談できることを定めています。

今回は、この「子どもの権利相談」についてご紹介します。

※…18 歳未満の人および学校などに通う 18 歳の人

圓子育て支援課児童相談担当(☎511-7702)、人権推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)

## 市が条例で定めている、4つの子どもの権利

## 安心して 生きる権利

差別や不当な扱いを 受けないこと 困っていることなど 相談できること

## 自分らしく 育つ権利

個性が認められ、人 格が尊重されること 遊んだり、休んだり すること

## 守られる権利

・あらゆる搾取から守 られること 自らの意思や考えが 尊重されること

## 参加する権利

意見を表明でき、意 見が尊重されること 意見を表明するための 愛助が受けられること



詳しくはこちら



## みなさんのことを、まち全体で見守ります

「子どもの権利に関する条例」は、子どもたちが生まれた瞬間からひとりの人間と して尊重される権利を持っていること、そして子どもだけの大切で特別な権利を持っ ていることをみなさんに知ってもらい、大切にしてもらうための決まりです。「子ど もだから、気持ちや意見を言ってはいけない」なんてことはありません。ドンドン言っ てください!子どもの話を聞いて、一緒に考える大人がいるまちは、大人も子どもも 幸せなまち。子どもの権利擁護委員・相談員に、なんでも相談してください。

子どもの権利擁護委員 弁護士 原田 茂喜さん